

奈良県立高等技術専門校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年八月十二日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第十号

奈良県立高等技術専門校条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県立高等技術専門校条例施行規則（昭和四十五年九月奈良県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

設備・建物 管理科	一年 二〇
服飾ビジネ スコ	一年 二〇
オフィスビ ジネスコ	一年 二〇

別表第二中

を

設備・建物 管理科
一年
二〇

に改

める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。